

写

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第9項及び大隅肝属広域事務組合監査委員条例第8条の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年1月25日

大隅肝属広域事務組合
監査委員 鈴木 勝一
同 池田 みすず

1 監査の基準

大隅肝属広域事務組合監査委員監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

令和4年度の大隅肝属広域事務組合全般の一般行政及び財務に関する事務

4 監査の着眼点

令和4年度の一般行政及び財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

一般行政事務の執行及び財務に関する事務の執行について、監査資料による説明を受けた後、関係書類等の確認を行った。

6 監査の日程

令和5年1月25日（水）

7 監査の結果

監査の結果、いずれの事務事業も関係法令を遵守し予算の範囲内の執行が行われる等、事務処理状況はおおむね良好であり、特に指摘事項もなく、計画的な事務事業の執行がなされていると認められた。今後も引き続き効率的な事務執行に努められたい。